

日薬連発第 153 号

2026 年 3 月 4 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会

(押印省略)

(事後のご案内)【周知：ご案内】労務費の適切な転嫁のための  
価格交渉に関する指針改正説明会 (連絡)

標記について、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より、下記及び別添のとおり連絡がありましたので、貴団体加盟企業に周知方よろしくお願います。

**【「厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課」からの連絡文】**

2月25日(水)に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針改正説明会」を開催いたしました。

多数の事業者、関係団体の皆様にご参加をいただき、ありがとうございました。

説明会の場でもご案内させていただきましたが、当日資料とアーカイブ動画についてお知らせいたします。

<アーカイブ動画掲載先>

厚労省 YouTube における限定公開となっておりますので、下記のリンクからご視聴ください。

【労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針改正説明会】

<https://www.youtube.com/watch?v=bNp3OVTZjJU>

また、当日の質疑応答において、その場でご回答できなかったご質問につきまして、下記のとおり回答させていただきます。

<ご質問>

職業紹介(人材紹介)という「紹介手数料ビジネス」は取適法が適用される取引類型に入っていませんが、適用対象にはならないでしょうか？

(公取委回答)

御社が、他者から委託を受け、人材紹介という役務(サービス)を提供することは、取適法2条4項の役務提供委託に該当しません。

なお、御社が、他者に対し、業として人材紹介という役務(サービス)を提供しており、当該役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託することは、取引の内容としては、役務提供委託に該当するものと思われます。

<ご質問>

ご紹介のあった埼玉県の価格交渉ツールは他県はございますか？

(公取委回答)他県のツールは承知しておりませんが、埼玉県作成の価格交渉支援ツールはどなたでも使用いただけるものと承知しております。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。